

## 新潟市一般廃棄物処理手数料減免用指定袋例月配送・交換業務仕様書

### 1 委託業務概要

一般廃棄物処理手数料減免用指定袋（以下「減免袋」という。）を本市が預託する新潟市家庭系ごみ有料指定袋等保管業者（以下「指定袋等保管業者」という。）から搬出し、本市が指定する配送先に対して配送及び交換を行うこと。

2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 3 業務に係る基本事項

#### (1) 設備・機材・資材・人員等

受託者は、自己の責任と費用負担により、業務を行うに必要な施設、機材、資材、人員等を確保すること。また、具体的には以下によること。

① 配送業務は、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）もしくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に定める国土交通大臣の許可等を受けて運送業を営む者が行うこと。このため、受託者はこれらの許可を受けていること。

② 本市が貸与する電子データは個人情報が含まれていることから、受託者はプライバシーマーク付与事業者とする。ただし、あらかじめ個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新潟市条例第4号）の遵守に係る誓約書のほか、市が求める書類を提出する場合はこの限りでない。

③ 人員の配置については、業務全体を把握している担当者及び本市の開庁時間内は常に配送状況の確認がとれる担当者を置き、事務連絡体制を確保すること。

(2) 減免袋の配送先、配送日程、配送数、梱包内容等は、別紙1のとおりとする。

#### (3) 減免袋の取扱い

減免袋については破損、紛失等の事故を起こさないよう取扱いに十分注意すること。減免袋は一般廃棄物処理手数料に相当する金券の性質を有するものであり、業務に従事する者に対しては、その取扱いについて十分な研修を実施すること。

#### (4) 法令等の遵守

業務を行うに当たっては、関連する法令等を遵守すること。なお、事故等の不測の事態が発生したときは臨機の対応を行うとともに、速やかに本市に連絡のうえ、書面で本市に報告し、本市の指示に従うこと。

#### (5) 業務の内容及び業務量の変更

価格に上乗せのないことを前提に、本仕様を上回る業務内容の提案を妨げるものではない。業務提案の遂行にあたっては本市と協議のうえ、決定することとする。

#### (6) その他

本仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえ、決定するものとし、最終的には本市の指示に従うものとする。

#### 4 業務の具体的内容について

##### (1) 配送業務

- ① 配送業務とは、別紙1(3)の指定袋等保管場所から減免袋を搬出し、搬出した減免袋を配送先毎に仕分けした後、区分ごとのチラシと合わせて梱包し配送する業務である。

別紙1(4)の梱包内容(基本サイズ)から変更があるものは、別紙2のサイズ変更後の枚数を梱包し配送すること。その際、販売用指定袋を活用して枚数調整を行い、同時に手元の減免用指定袋も計画的に組み合わせて使用することで、最終的に減免袋の余剰が出ないように工夫して梱包すること。
- ② 区分ごとのチラシ(A4用紙1枚、表のみまたは裏表、モノクロ印刷)については、市が貸与するチラシデータを受託者の負担において必要部数印刷し、減免袋と合わせて梱包すること。なお、チラシデータは契約日より7日以内に受託者に貸与する。
- ③ 配送先については、市が貸与する電子データを使用すること。データはエクセル形式とする。また、データは個人情報が含まれていることから、取り扱いには十分注意をすること。
- ④ 市が貸与する電子データをデータベース化し、データ受付の都度過去のデータと重複が無いかが検証し、重複がある場合は市へ報告すること。また、データベースは、契約期間終了まで保持すること。
- ⑤ 指定袋等保管業者からの減免袋の搬出は、別紙3に示す搬出依頼書により行うこと。また、搬出日については、指定袋等保管業者と協議のうえ、決定すること。
- ⑥ 業務に必要な資材については受託者の負担において用意すること。
- ⑦ 配送に関しては配送伝票、納品書及び受領書を作成し、配送先へ納品した際に納品書を渡し、押印又はサインをもらった受領書を受け取る。その際、各配送先への配送数量を把握できるように記録するとともに、受領書は、本市の指示に従い写しを提出することができるように整理、保管すること。なお、受領書は原則1年間保管することとし、保管期間終了後、受託者において裁断または溶解により判別不能となるよう廃棄処理すること。
- ⑧ 納品書及び受領書の様式は、配送伝票に付随する送付内容を記載したお届け先控えを納品書、押印またはサインをもらった配送事業者控えを受領書とすることができる。ただし、本市と協議のうえ、最終的には本市の指示に従うこと。
- ⑨ 各配送先への配送は、配送先が受領した時点で完了とし、配送完了数を把握できるように管理すること。
- ⑩ 玄関前や宅配BOXなど、指定された場所に荷物を置く「置き配」は原則禁止とするが、不在票投函後の再配達依頼時に、配送先が希望した場合に限り認めるものとする。ただし、置き配を実施した場合、実施日時及び場所を記録すること。客観的な記録がない場合に生じた破損、汚損、盗難及び紛失等のトラブルについては受託者の責任とみなす場合がある。
- ⑪ 転居などにより当初市が貸与したデータと異なる配送先への配送を本市が指示したときには、その指示に従うこと。
- ⑫ 各配送先が不在により配送が完了しない場合は、不在票を投函し、配送を行った月の翌月末まで再配達に対応できるようにすること。
- ⑬ 住所不明や転居先不明、またはその他事由により配送を行うことができない場合、当該配送先と配送不能理由をリストにし、配送を行えないことが判明した週の翌週末までに本市へ調査

を依頼し、市が調査結果を回答するまで7日間保管すること。

- ⑭ ⑫、⑬を実施してもなお配送が完了しない場合は、当該物品を指定袋等保管業者の保管場所へ戻すこと。なお、返却の際は配送用の紙袋等から開梱し、別紙3に記載の種類ごとに仕分けして返却すること。その際、必ず指定袋等保管業者へ事前連絡の上、日時及び返却方法を調整すること。

## (2) 交換業務

- ① 交換業務とは、市の作成した交換依頼データに基づき、指定袋等保管業者の保管場所から減免袋を搬出し、搬出した減免袋を配送先毎に梱包後配送し、配送済みの減免袋を回収する業務である。
- ② 交換業務は市から依頼後5週間以内に行うこと。なお、市からの依頼データは週に1度、送付されるものとする。
- ③ 交換に必要となる減免袋については、指定袋等保管業者より必要数を搬出すること。
- ④ 指定袋等保管業者からの減免袋の搬出は、別紙3により行うこと。また、搬出日については、指定袋等保管業者と協議のうえ、決定すること。
- ⑤ 回収した減免袋は、当該物品を持ち帰り、指定袋等保管業者の保管場所へ搬入すること。なお、返却の際は配送用の紙袋等から開梱し、別紙3に記載の種類ごとに仕分けして返却すること。
- ⑥ その他配送に関する事項は、(1)⑥～⑨、⑪～⑭と同様とする。

## (3) 再送業務

- ① 再送業務とは、市の作成した再送依頼データに基づき、指定袋等保管業者の保管場所から減免袋を搬出し、配送先毎に仕分後、区分ごとのチラシと合わせて梱包し配送する業務である。
- ② 再送業務は市から依頼後5週間以内に行うこと。なお、市からの依頼データは週に1度、送付されるものとする。
- ③ 再送に必要となる減免袋については、指定袋等保管業者より必要数を搬出すること。
- ④ 指定袋等保管業者からの減免袋の搬出は、別紙3により行うこと。また、搬出日については、指定袋等保管業者と協議のうえ、決定すること。
- ⑤ その他配送に関する事項は、(1)⑥～⑭と同様とする。

## (4) 本市への報告、請求について

- ① 各配送先への配送完了者・未完了者については、月単位でまとめて区分、氏名、住所、送付内容、配送日もしくは未完了理由をエクセル形式によりリスト化し、翌月10日までに市に提出すること。
- ② 配送先が受け取りを拒否した場合など、搬出状況と配送完了個数が異なる場合は、速やかに本市に連絡のうえ、受取拒否の原因につき調査を実施し、書面で本市に報告すること。
- ③ 本市への委託料の請求の際は、市が貸与する配送先の電子データの件数を請求単位とする。また、本市の指示により当初の配送先と異なる住所に転送した場合及び不在票投函後、7日間経過した後の再配送については、新たに1件として請求すること。なお、請求の際には転送分

及び再配送分について(4)①にしたがってリスト化すること。

#### 5 損害の補償、債務の負担について

- (1) 業務履行中に本市が預託する減免袋に損害が生じ、あるいは生じるおそれがある場合には、遅滞なく本市に通知すること。
- (2) 配送時において、本市が預託する減免袋（外袋等を含む。）に損害（破損、汚損、盗難及び紛失等を含む。）が発生した場合は、受託者の負担で本市が算出した損害を金銭で本市に補償するものとする。ただし、天災等明らかに受託者の責任とはいえない特別な事情による損害については、本市と協議のうえ、最終的には本市の指示に従うこと。
- (3) 減免袋の損害発生に付随して、本市が受ける損害も、減免袋の損害とは別に、受託者が補償することとする。

#### 6 契約期間終了時について

- (1) 契約期間終了時、本市が預託する減免袋については、指定袋等保管業者の保管場所へ返却すること。その際、必ず指定袋等保管業者へ事前連絡の上、日時及び返却方法を調整すること。なお、運搬に係る費用は受託者の負担とする。
- (2) 契約期間が終了又は契約が解除された場合は、業務に関わり保存されている全ての情報を本市の指示する方法で本市に提出するとともに、電算管理システム等から確実に削除すること。

#### 7 検査

- (1) 本市が委託する業務について、本市が立入検査の必要があると認めたときは、速やかに応じること。
- (2) 本市が前項による立入検査を実施する際には、必ず同席すること。

#### 8 その他補足事項について

- (1) 委託業務にあたっては、業務体制や業務マニュアルなどを整備し、あらかじめ本市に届け出るものとする。
- (2) 情報管理及び秘密保持等については、以下のとおりとする。
  - ① 受託者は、配送先の情報を始め、業務上知り得た情報は業務を行うこと以外の目的に使用してはならない。
  - ② 受託者は、業務上知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。また、本契約終了後も同様とする。
  - ③ 配送先に関する情報は、個人情報に当たるため、厳重に管理すること。なお、契約終了時の破棄方法等については本市からの指示に従うこと。
  - ④ 受託者が作成した伝票や帳票の保存期間は種類毎に定めるものとし、本仕様書で特に定めがないものについては、本市と協議のうえ、最終的には本市の指示に従うこと。
- (3) 不良品対応については、以下のとおりとする。
  - ① 不良品が見つかった場合や配送先から報告があった場合は、本市に連絡のうえ、本市の指示に基づき自社の保管場所まで持ち帰ったうえで適正に保管すること。なお、本市に許可な

く不良品等の処分は行わないこと。

- ② 本市に許可なく不良品等の処分をし、現物を確認できない状態にした場合は、その理由を問わず、当該物品の価格に相当する額を本市に支払うこと。
- (4) 本仕様書に定める事項以外に別途指示、協議する事項については、誠意を持って対応すること。また、本仕様書に疑義が生じた場合は、本市との協議により決定するが、合意に達しない場合は本市の指示に従うものとし、受託者の一方的な解釈による実施は許されないものとする。

別紙 1

配送数量について

- (1) 配送先 新潟市内の対象世帯 住所等詳細は市が別途指示する
- (2) 配送日程 例月配送：市からの依頼があった月の翌月末まで  
交換・再送：依頼後 5 週間以内  
指定袋等保管業者の事由により、減免袋の搬出が遅れた場合、配送日程は本市と協議のうえ、決定する。
- (3) 指定袋等保管場所 日本通運株式会社 新潟支店 万代倉庫  
(新潟市中央区万代 3 丁目 5-26)

(4) 推定配送件数及び梱包内容

区分は乳幼児 0 歳、1 歳、2 歳を N-0、N-1、N-2、介護を K、生活保護 1 人世帯、2 人世帯、3 人世帯を S-1、S-2、S-3、腹膜透析を F と呼ぶ。

記載のサイズは基本サイズだが、サイズ変更が可能であり、それぞれの区分の変更後のサイズ及び枚数は別紙 2 のとおりである。

|            |          |                      | 梱包内容(基本サイズ)            | 年間件数<br>(推定) | 月平均<br>(推定) |
|------------|----------|----------------------|------------------------|--------------|-------------|
| 例月配<br>送業務 | 乳幼児      | N-0                  | 燃やすごみ用:小(20 ㇿ) 210 枚   | 4,540        | 379         |
|            |          | N-1                  | 燃やすごみ用:小(20 ㇿ) 120 枚   | 210          | 18          |
|            |          | N-2                  | 燃やすごみ用:小(20 ㇿ) 40 枚    | 160          | 14          |
|            | 介護       | K                    | 燃やすごみ用:小(20 ㇿ) 80 枚    | 3,290        | 275         |
|            | 生活保<br>護 | S-1                  | 燃やすごみ用:極小(10 ㇿ) 150 枚  | 700          | 59          |
|            |          |                      | 燃やさないごみ用:極小(10 ㇿ) 12 枚 |              |             |
|            |          | S-2                  | 燃やすごみ用:小(20 ㇿ) 150 枚   | 120          | 10          |
|            |          |                      | 燃やさないごみ用:小(20 ㇿ) 12 枚  |              |             |
|            |          | S-3                  | 燃やすごみ用:中(30 ㇿ) 150 枚   | 60           | 5           |
|            |          |                      | 燃やさないごみ用:中(30 ㇿ) 12 枚  |              |             |
| 腹膜透<br>析   | F        | 燃やすごみ用:小(20 ㇿ) 180 枚 | 5                      | 1            |             |
| 交換業務       |          |                      |                        | 720          | 60          |
| 再配送業務      |          |                      |                        | 270          | 23          |
| 計          |          |                      |                        | 10,075       | 844         |

## サイズ変更について

サイズ変更後の配送内容は以下のとおり。

|          | 区分     | 基本サイズ     |            |          | サイズ変更      |            |      |
|----------|--------|-----------|------------|----------|------------|------------|------|
|          |        | 種類        | サイズ        | 枚数       | 種類         | サイズ        | 枚数   |
| 乳幼児      | N-0    | 燃やすごみ用    | 小(20リットル)  | 210枚     | 燃やすごみ用     | 大(45リットル)  | 90枚  |
|          |        |           |            |          |            | 中(30リットル)  | 140枚 |
|          |        |           |            |          |            | 極小(10リットル) | 420枚 |
|          |        |           |            |          |            | 超極小(5リットル) | 840枚 |
|          | N-1    | 燃やすごみ用    | 小(20リットル)  | 120枚     | 燃やすごみ用     | 大(45リットル)  | 50枚  |
|          |        |           |            |          |            | 中(30リットル)  | 80枚  |
|          |        |           |            |          |            | 極小(10リットル) | 240枚 |
|          |        |           |            |          |            | 超極小(5リットル) | 480枚 |
|          | N-2    | 燃やすごみ用    | 小(20リットル)  | 40枚      | 燃やすごみ用     | 大(45リットル)  | 10枚  |
|          |        |           |            |          |            | 中(30リットル)  | 20枚  |
|          |        |           |            |          |            | 極小(10リットル) | 80枚  |
|          |        |           |            |          |            | 超極小(5リットル) | 160枚 |
| 介護       | K      | 燃やすごみ用    | 小(20リットル)  | 80枚      | 燃やすごみ用     | 大(45リットル)  | 30枚  |
|          |        |           |            |          |            | 中(30リットル)  | 50枚  |
|          |        |           |            |          |            | 極小(10リットル) | 160枚 |
|          |        |           |            |          |            | 超極小(5リットル) | 320枚 |
| 生活保護     | S-1    | 燃やすごみ用    | 極小(10リットル) | 150枚     | 燃やすごみ用     | 大(45リットル)  | 30枚  |
|          |        |           |            |          |            | 中(30リットル)  | 50枚  |
|          |        |           |            |          |            | 小(20リットル)  | 70枚  |
|          |        |           |            |          |            | 超極小(5リットル) | 300枚 |
|          |        | 燃やさないごみ用  | 極小(10リットル) | 12枚      | 燃やさないごみ用   | 超極小(5リットル) | 20枚  |
|          | S-2    | 燃やすごみ用    | 小(20リットル)  | 150枚     | 燃やすごみ用     | 大(45リットル)  | 60枚  |
|          |        |           |            |          |            | 中(30リットル)  | 100枚 |
|          |        |           |            |          |            | 極小(10リットル) | 300枚 |
|          |        |           |            |          |            | 超極小(5リットル) | 600枚 |
|          |        | 燃やさないごみ用  | 小(20リットル)  | 12枚      | 燃やさないごみ用   | 極小(10リットル) | 20枚  |
|          | S-3    | 燃やすごみ用    | 中(30リットル)  | 150枚     | 燃やすごみ用     | 大(45リットル)  | 100枚 |
|          |        |           |            |          |            | 小(20リットル)  | 220枚 |
|          |        |           |            |          |            | 極小(10リットル) | 450枚 |
|          |        |           |            |          |            | 超極小(5リットル) | 900枚 |
| 燃やさないごみ用 |        | 中(30リットル) | 12枚        | 燃やさないごみ用 | 小(20リットル)  | 10枚        |      |
| F        | 燃やすごみ用 | 小(20リットル) | 180枚       | 燃やすごみ用   | 大(45リットル)  | 80枚        |      |
|          |        |           |            |          | 中(30リットル)  | 120枚       |      |
|          |        |           |            |          | 極小(10リットル) | 360枚       |      |
|          |        |           |            |          | 超極小(5リットル) | 720枚       |      |

## 搬出依頼書

依頼日：\_\_\_\_\_

業者名：\_\_\_\_\_

代表者名：\_\_\_\_\_

担当者：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

| 区分  | 種類               | 搬出数 |  |  |     |
|-----|------------------|-----|--|--|-----|
| N-0 | 乳幼児用減免指定袋（0歳児）   |     |  |  | ピース |
| N-1 | 乳幼児用減免指定袋（1歳児）   |     |  |  | ピース |
| N-2 | 乳幼児用減免指定袋（2歳児）   |     |  |  | ピース |
| K   | 介護用減免指定袋         |     |  |  | ピース |
| S-1 | 生活保護用減免指定袋（1人世帯） |     |  |  | ピース |
| S-2 | 生活保護用減免指定袋（2人世帯） |     |  |  | ピース |
| S-3 | 生活保護用減免指定袋（3人世帯） |     |  |  | ピース |

| コード | 種類                   | 搬出数 |  |  |     | 備考欄     |
|-----|----------------------|-----|--|--|-----|---------|
| 101 | 燃やすごみ用指定袋 大袋（45L）    |     |  |  | ピース | 25組/ピース |
| 102 | 燃やすごみ用指定袋 中袋（30L）    |     |  |  | ピース | 25組/ピース |
| 103 | 燃やすごみ用指定袋 小袋（20L）    |     |  |  | ピース | 25組/ピース |
| 104 | 燃やすごみ用指定袋 極小袋（10L）   |     |  |  | ピース | 25組/ピース |
| 105 | 燃やすごみ用指定袋 超極小袋（5L）   |     |  |  | ピース | 25組/ピース |
| 202 | 燃やさないごみ用指定袋 中袋（30L）  |     |  |  | ピース | 5組/ピース  |
| 203 | 燃やさないごみ用指定袋 小袋（20L）  |     |  |  | ピース | 5組/ピース  |
| 204 | 燃やさないごみ用指定袋 極小袋（10L） |     |  |  | ピース | 5組/ピース  |
| 205 | 燃やさないごみ用指定袋 超極小袋（5L） |     |  |  | ピース | 5組/ピース  |